

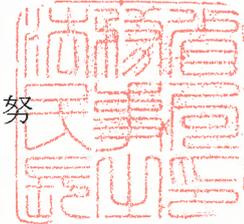


機密性 2

法務省民一第1113号
令和6年5月17日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊 殿

法務省民事局長 竹 内 努



成年後見人等の住所変更登記申請における登記の事由を証する書面について（回答）

本年4月24日付け日行連発第94号で照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨、東京法務局長に通知しましたので、申し添えます。

日行連発第 94 号
令和 6 年 4 月 24 日

法務省民事局長
竹内 努 殿

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊



成年後見人等の住所変更登記申請における登記の事由を証する書面
について（照会）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、成年後見事件の増加に伴い、行政書士が家庭裁判所から成年後見人等として選任される件数も増加しておりますが、行政書士が成年後見人等として選任された場合には、その行政書士の事務所所在地を「住所」として登記がなされることがあります。

しかしながら、成年後見人等として選任された行政書士の事務所所在地に変更が生じた場合には、住民票等ではその事実を証することができず、登記の事由を証する書面を添付できないため、住所変更の登記申請が行えません。

つきましては、上記のような場合における住所変更の登記申請に添付する登記の事由を証する書面として、行政書士の登録事務を取り扱う日本行政書士会連合会が発行する別紙の「行政書士事務所登録履歴証明書」（様式第 40 号（第 28 条の 3 関係））を用いることとしたいと考えておりますが、登記手続上差し支えないか照会いたします。

なお、差し支えない場合は、貴管下法務局及び地方法務局登記官に対し、周知方依頼いたします。

行政書士事務所登録履歴証明書

行政書士登録番号 第 号

所属する行政書士会 行政書士会

氏 名

事務所登録履歴

期間	事務所所在地
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	

上記について証明します。

令和〇年〇月〇日
日本行政書士会連合会
会長

印